

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	一四
	福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	一四
	福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	一四
	指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	一四
告示	救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	一五〇
	地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件	一五〇
	土地改良法により換地処分をした件	一五〇
	土地収用法により土地に立ち入ることを許可した件	一五〇
	道路の区域を変更する件二件	一五〇
	道路の供用を開始する件	一五〇
	道路の供用を制限する区域を指定する件	一五〇
公告	都市公園を設置する件	一六一

規 則

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則、福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第八号

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成七年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の表1の項②中「介護老人保健施設」の次に「又は同条第29項に規定する介護医療院」を加え、同項③中「又は同条」を「又は同条」に改め、「就労継続支援」の次に「、同条第15項に規定する就労定着支援又は同条第16項に規定する自立生活援助」を加え、「第26項」を「第28項」に改め、同項④中「母子健康センター」を「母子健康支援センター」に改める。

別表第二の第二の表5の項中「かこ」を「こ」に改め、同表12の項中「一以上の客室」の次に「（客室の総数が五十以上の場合は、客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上）」を加える。

附 則

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の第一の表1の項(4)の改正規定（「第26項」を「第28項」に改める部分に限る。）、同項(8)の改正規定及び別表第二の第一の表5の項の改正規定並びに次項の規定 公布の日
- 二 別表第一の第一の表1の項(2)の改正規定及び同項(4)の改正規定（「又は同条」を「、同条」に改め、「就労継続支援」の次に「、同条第15項に規定する就労定着支援又は同条第16項に規定する自立生活援助」を加える部分に限る。） 平成三十一年四月一日
- 三 別表第二の第一の表12の項の改正規定 平成三十一年十月一日

2 別表第一の第一の表21の項の宿泊施設のうち、客室の総数が五十以上のものであって、平成三十一年十月一日から起算して三十日を経過する日以前に新築等の工事に着手したものに係る人にやさしいまちづくり条例（平成七年福島県条例第二十二号）第十六条に規定する適合証の交付に係る整備基準の適用については、なお従前の例による。

（高齢福祉課）

福島県規則第九号

福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則（平成二十一年福島県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を削り、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、同項第九号中「南会津地方広域市町村圏組合地域医療支援センター」を「旧南会津地方広域市町村圏組合地域医療支援センター」に改め、同号を同項第七号とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第十号

福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福島県農業協同組合法施行細則(平成十二年福島県規則第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項第二号を削り、同項第三号中「第二三十一号第一項第二十二号」を「第二三十二号第一項第二十二号」に改め、同号を同項第二号とする。

様式第九号中「監事の任期」を削り、同様式備考1中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、同様式備考1に(1)として次のように加える。

(一) 変更後の信用事業規程

様式第十四号中「監事の任期」を削り、同様式備考1中(5)を(6)とし、(1)から(4)までを(2)から(5)までとし、同様式備考1に(1)として次のように加える。

(二) 変更後の共済規程

様式第十七号中「監事の任期」を削り、同様式備考1中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、同様式備考1に(1)として次のように加える。

(一) 変更後の信託規程

様式第二十号中「別表のなび」を削り、同様式備考1中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、同様式備考1に(1)として次のように加える。

(一) 変更後の宅地等貸付事業実施規程

様式第二十三号中「監事の任期」を削り、同様式備考1中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、同様式備考1に(1)として次のように加える。

(一) 変更後の農業経営規程

様式第二十八号中「監事の任期」を削り、同様式備考1中(8)を(9)とし、(1)から(7)までを(2)から(8)までとし、同様式備考1に(1)として次のように加える。

(一) 変更後の定款

様式第三十六号の二中「監事の任期」を削り、同様式備考中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、同様式備考に(1)として次のように加える。

(一) 変更後の信用事業規程

様式第三十七号中「監事の任期」を削り、同様式備考中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、同様式備考に(1)として次のように加える。

(一) 変更後の共済規程

様式第三十七号の二備考1中「監事の任期」を「監」に改め、(5)を(6)とし、(1)から(4)までを(2)から(5)までとし、同様式備考1に(1)として次のように加える。

(一) 変更後の信託規程

様式第三十七号の三備考1中「監事の任期」を「監」に改め、(5)を(6)とし、(1)から(4)までを(2)から(5)までとし、同様式備考1に(1)として次のように加える。

(一) 変更後の宅地等貸付事業実施規程

様式第三十七号の四備考1中「監事の任期」を「監」に改め、(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、同様式備考1に(1)として次のように加える。

(一) 変更後の農業経営規程

様式第三十七号の五中「監事の任期」を削り、同様式備考1中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、同様式備考1の(2)中「総会の任期」を「総会の任期」に改め、同様式備考1中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同様式備考1に(1)として次のように加える。

(二) 添付書の記載

様式第四十号備考1に次のように加える。

(4) 解散を決議した総会又は議会の議事録の謄本又は抄本

様式第四十号の二備考1及び様式第四十号の三備考1中「監事の任期」を「監」に改める。
様式第四十一号中「監事の任期」を削り、同様式備考1中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、同様式備考1に(1)として次のように加える。

(一) 変更後の定款

様式第五十二号を次のように改める。

様式第五十三号 別除

様式第五十三号備考1中「監事の任期」を「監」に改める。

様式第五十四号 別除

様式第五十四号を次のように改める。

附則
様式第五十四号の二中「第231条第1項第22号」を「第231条第1項第21号」に改める。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県農業協同組合法施行細則の規定に基づき提出されている申請書又は届は、改正後の福島県農業協同組合法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書又は届とみなす。

(農業経済課)

福島県規則第十一号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行須賀川東支店の項の次に次のように加える。

株式会社	須賀川市岡東町	県収入金の収納及び支払
東邦銀行須賀川西支店		

別表第三中二十八の項を二十九の項とし、五の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

五 株式会社七十七銀行

附 則
この規則中別表第三の改正規定は平成三十一年四月一日から、別表第一の改正規定は同月三日から施行する。
(出納総務課)

告 示

福島県告示第二百三十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成三十一年三月九日救急病院として認定した。
平成三十一年三月十五日

名称 所在地 福島県知事 内堀 雅 雄
 柘記念病院 二本松市住吉一〇〇番地 認定有効期限
 平成三十四年三月八日
 (地域医療課)

福島県告示第二百四号

地籍調査に関する事業計画を定めた件(平成三十年福島県告示第四百号)の一部を次のように改正する。
平成三十一年三月十五日

表福島市の項を次のように改める。
福島県知事 内堀 雅 雄

福島市	大波第一〇	平成三十一年三月一五日
	大波第一一 大波第一二	平成三十一年三月二二日
	大波第一三	平成三十一年一月三二日

表会津若松市の項中「同」を「平成三十一年三月三二日」に改め、同表郡山市の項を次のように改める。

郡山市	笹川第四	平成三十一年三月一五日
-----	------	-------------

表いわき市の項中「同」を「平成三十一年三月三二日」に改め、同表南会津郡南会津町の項を次のように改める。

石筵第二	笹川第三	石筵第三	平成三十一年三月三二日
石筵第四			日
笹川第五			平成三十一年一月三二日
			日

南会津郡南会津町

永田第六	永田第七	同
中荒井第一		平成三十一年一月三〇日

表耶麻郡北塩原村の項中「同」を「平成三十一年三月三二日」に改める。
(農村計画課)

福島県告示第二百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成三十一年三月八日大野第二地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。
平成三十一年三月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄
(農地管理課)

福島県告示第二百六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により、事業準備のための測量及び調査のため土地に立ち入ることについて、平成三十一年三月五日次のとおり許可した。
平成三十一年三月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 起業者の名称 東北電力株式会社
- 二 事業の種類 五百キロボルト広域連系南幹線新設工事 五百キロボルト相馬双葉幹線接続変更工事
- 三 立入区域

市町村名	大字名	字	名
------	-----	---	---

二本松市			川俣町			飯館村			伊達市 山町		相馬市		
百目木	田 沢	戸 沢	山木屋	小綱木	飯 坂	須 萱	二枚橋	白 石	深 谷	前 田	佐 須	石 田	玉 野
上名目津、小戸屋、取揚、名目津	富ヶ作、島木、柳ヶ作、峠沢、黒石枋、麓山、牛ヶ平、鈴ヶ沢、海老内、桜平、島上	百人平山、伏返、石平山	所久保山、赤柴山、ヲナカ山、上平、向山、大田和山、沼カ イリ山、長橋、長橋山、向長橋山、向長橋居根山、向長橋、 柳平入山、キトウスズ山、石平山、鏡石山、上木山、八木西、 八木中、ツバクラ石山	鍛冶畑、長畑、殿上久保、野馬畑、鶴畑、向田、向田山、梅 久保山、梅久保、石久保、羽金山、羽金、手岡山、福ノ内、 マミガ沢、梨子久保、高松葉、菅立目山、家老山	水境向、櫛林、櫛山、後峠、南峠、上切伏、下切伏、山谷内、 山谷、山谷林、切伏沢、休石、坂平、桜ヶ入、桜窪、後林、 馬場平、上桃木平、大梨子、登戸沢、桜畑、蟹沢	水上	本町、町	菅田	市沢	古今明	佐須、虎捕	葛窪、五束刈、大貝	スゲカリ、シヨガ沢、仁田場、山神前、坂口、中山、霊山、 霊仙道、中平、岩下、甚内、蛇石、向山

四 立入期間

平成三十一年四月十五日から平成三十二年二月九日まで

(土木総務課用地室)

川内村	大熊町	葛尾村	同 市都 路町	田村市船 引町	茂原
下川内	野 上	上野川	岩井沢	北 移	若林、湯ノ作、高坊、夏井、福内
吉ノ田和、糠塚、五枚沢、荻	旭ヶ丘	仲迫、静田和、遠ノ子	古 道	上 移	
		藏久、中島、南仲ノ内、湯ノ平、廻田、六良田	前原沢、呼石、杉内、中屋敷、蛇口前、中西前、十郎内前、 白石、釜作、戸草、蒲生河原、三沢前、栃木沢、権七田、柳 野沢、場々	北ノ作、高屋敷、上道、曲山、下道	
		落 合	檜梨子、新田、道ノ内、中小屋	畦 石	
		菅ノ又			

福島県告示第二百七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県県中建設事務所平成三十一年三月十五日から二週間一般の縦覧に供
する。

平成三十一年三月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道	田村市大越町牧野字堀	変更前 の変更後	九・〇	六〇一・五

三四九号	ノ内一二〇番地先から 同 市大越町牧野字堀 ノ内一七九番三地先ま で	変更後	六一・〇 九・〇〇 六一・〇	六一・五
------	---	-----	----------------------	------

(道路計画課)

福島県告示第百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成三十一年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道須賀川三春線	郡山市田村町守山字上 河原二六番地先から 同 市田村町守山字中 町五九番地先まで	変更前 五・〇〇 九・六 変更後 八・〇〇 三〇・〇	(メートル)	三九・六 三九・六

(道路計画課)

福島県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成三十一年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三四九号	田村市大越町牧野字堀ノ内一二〇番地先から 同 市大越町牧野字堀ノ内一七九番三地先まで	平成三十二年三月一七日

福島県告示第百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県建設事務所で平成三十一年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

県道 路線 番号	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	一般国道	一一三号	相馬郡新地町大字駒ヶ嶺地先(宮城県境)から相馬市塚部地先(一般国道六号交点)まで
一般国道	一般国道	一一四号	福島市豊田町地先(一般国道四号交点)から双葉郡浪江町大字幾世橋地先(一般国道六号交点)まで
一般国道	一般国道	一一五号	相馬市百槻地先(一般国道六号交点)から福島市松山町地先(一般国道四号交点)まで
一般国道	一般国道	一一五号	福島市鳥谷野地先(一般国道四号交点)から耶麻郡猪苗代町堅田地先(一般国道四九号交点)まで
一般国道	一般国道	一一八号	東白川郡矢祭町大字内川地先(茨城県境)から会津若松市一箕町大字亀賀地先(一般国道四九号交点)まで
一般国道	一般国道	一一二一号	喜多方市熱塩加納町字大松沢山地先(山形県境)から南会津郡南会津町横川地先(栃木県境)まで
一般国道	一般国道	一一二二号	南会津郡只見町大字只見地先(一般国道二八

(道路計画課)

一般国道	一般国道	一般国道	一般国道	一般国道	一般国道	一般国道	一般国道	一般国道	一般国道	一般国道
四〇〇号	三九九号	三九九号	三九九号	三二二号	三四九号	三四九号	二九四号	二八九号	二八八号	
南会津郡南会津町永田地先（一般国道二八九	伊達市保原町七丁目地先（一般国道三四九号 交点）から福島市飯坂町字月崎町地先（福島 市役所飯坂支所）まで	双葉郡川内村大字下川内地先（県道小野富岡 線交点）から同郡浪江町大字南津島地先（一 般国道一一四号交点）まで	いわき市平下神谷地先（一般国道六号交点） から同市小川町下小川地先（県道小野四倉線 交点）まで	南会津郡檜枝岐村大字糸沢地先（一般国道一 二二号交点）から同郡同村字下ノ原地先（檜 枝岐村役場）まで	東白川郡鮫川村大字赤坂東野地先（県道赤坂 東野塙線交点）から伊達市梁川町五十沢地先 （県道五十沢国見線交点）まで	東白川郡矢祭町大字大ぬかり地先（茨城県境） から同郡同町大字小田川地先（一般国道一一 八号交点）まで	白河市白坂地先（栃木県境）から須賀川市牧 之内地先（一般国道一一八号交点）まで	南会津郡只見町大字只見地先（一般国道二五 二号交点）からいわき市勿来町関田地先（一 般国道六号交点）まで	郡山市日和田町地先（一般国道四号交点）か ら双葉郡双葉町大字新山地先（一般国道六号 交点）まで	九号交点）から河沼郡会津坂下町大字坂本地 先（一般国道四九号交点）まで

七	六	五	五	四	三					
県道	県道	県道	県道	県道	県道	一般国道	一般国道	一般国道	一般国道	一般国道
猪苗代塩川	郡山湖南線	上名倉飯坂 伊達線	上名倉飯坂 伊達線	福島保原線	福島飯坂線	四五九号	四五九号	四〇一号	四〇一号	四〇一号
耶麻郡猪苗代町字新町地先（一般国道一一五	郡山市堂前町地先（県道郡山停車場線交点） から同市鳴神地先（一般国道四号交点）まで	福島市飯坂町平野字壇ノ南地先（一般国道一 三号交点）から同市飯坂町字月崎町地先（一 般国道三九九号交点）まで	福島市上名倉地先（一般国道一一五号交点） から同市飯坂町平野字上ノ壇地先（一般国道 一三三号交点）まで	福島市岡部地先（一般国道一一五号交点）か ら伊達市保原町四丁目地先（一般国道三四九 号交点）まで	福島市栄町地先（一般国道一三三号交点）から 同市飯坂町湯野地先（一般国道二九九号交点） まで	二本松市美保内地先（県道須賀川二本松線交 点）から同市東新殿地先（一般国道三四九号 交点）まで	喜多方市一丁目地先（県道喜多方会津坂下線 交点）から耶麻郡猪苗代町大字若宮地先（一 般国道一一五号交点）まで	南会津郡南会津町山口地先（一般国道二八九 号交点）から同郡同町内川地先（一般国道三 五二号交点）まで	会津若松市一箕町大字亀賀地先（一般国道一 一八号交点）から大沼郡会津美里町字柳台甲 地先（県道会津坂下会津高田線交点）まで	号交点）から大沼郡金山町大字用口地先（一 般国道二五二号交点）まで

一六	一六	一五	一四	一二	一一	一一	一〇	八
県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道
喜多方西会津線	喜多方西会津線	小名浜四倉線	いわき石川線	原町川俣線	白河石川線	白河石川線	日立いわき線	本宮熱海線
喜多方市高郷町上郷地先（県道上郷舟渡線交点）から耶麻郡西会津町野沢地先（一般国道四九号交点）まで	喜多方市七百茹地先（県道喜多方停車場線交点）から同市山都町大山中地先（県道会津坂下山都線交点）まで	いわき市泉町滝尻地先（県道いわき上三坂小野線交点）から同市小名浜字林ノ上地先（小名浜消防署）まで	いわき市常磐湯本町地先（一般国道六号交点）から石川郡石川町字長久保地先（一般国道一八号交点）まで	南相馬市原町区高見町地先（一般国道六号交点）から伊達郡川俣町字中島地先（一般国道三四九号交点）まで	石川郡石川町字松木下地先（石川町道山田敷背戸谷地線交点）から同郡同町字当町地先（一般国道一一八号交点）まで	白河市年貢町地先（一般国道二九四号交点）から同市結城地先（県道南湖公園線交点）まで	いわき市市来町字窪田十条地先（一般国道二八九号交点）から同市佐糠町碓田地先（一般国道六号交点）まで	本宮市本宮字中條地先（県道本宮三春線交点）から同市仁井田地先（一般国道四号交点）まで
								線 号交点）から喜多方市塩川町東栄町地先（一般国道一二二号交点）まで

二七	二六	二五	二四	二三	二二	二二	二〇	一九	一七
県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道
塙大津港線	小名浜平線	棚倉鮫川線	中ノ沢熱海線	会津高田上三寄線	会津坂下会津高田線	喜多方会津坂下線	いわき上三坂小野線	船引大越小野線	郡山停車場線
東白川郡塙町大字塙地先（一般国道一一八号交点）から同郡同町大字塙地先（県道赤坂東野塙線交点）まで	いわき市小名浜字本町地先（県道小名浜港線交点）から同市平字正内町地先（一般国道三九九号交点）まで	東白川郡棚倉町大字棚倉地先（県道磐城棚倉停車場線交点）から同郡同町大字関口地先（棚倉町道上志宝一本木線交点）まで	郡山市熱海町高玉地先（磐越自動車道磐梯熱海インターチェンジ）から同市熱海町熱海地先（一般国道四九九号交点）まで	大沼郡会津美里町大字大石地先（県道会津坂下本郷線交点）から会津若松市上三寄地先（一般国道一一八号交点）まで	河沼郡会津坂下町字中岡地先（一般国道四九号交点）から大沼郡会津美里町字柳台甲地先（一般国道四〇一号交点）まで	喜多方市二丁目地先（一般国道四五九号交点）から同市一本木上地先（県道喜多方停車場線交点）まで	いわき市植田町字本町地先（県道常磐勿来線交点）から同市平十五丁目地先（一般国道三九九号交点）まで	田村市船引町北鹿又地先（一般国道三四九号交点）から田村郡小野町大字小野新町地先（一般国道三四九号交点）まで	郡山市駅前二丁目地先（郡山駅）から須賀川市滑川地先（一般国道四号交点）まで

三八	県道	相馬巨理線	相馬市中村地先（一般国道六号交点）から相馬郡新地町谷地小屋地先（県道新地停車場釣師線交点）まで
三七	県道	白河羽鳥線	白河市郭内地先（県道白河停車場線交点）から岩瀬郡天栄村大字田良尾地先（道の駅羽鳥湖高原）まで
三六	県道	小野富岡線	双葉郡川内村大字下川内地先（一般国道三九九号交点）から同郡富岡町大字小良ヶ浜地先（一般国道六号交点）まで
三五	県道	いわき浪江線	いわき市平下神谷地先（一般国道六号交点）から同市四倉町中島地先（常磐自動車道四倉インターチェンジ）まで
三四	県道	相馬浪江線	南相馬市原町区信田沢地先（県道原町川俣線交点）から同市原町区大木戸地先（県道原町二本松線交点）まで
三四	県道	相馬浪江線	相馬市西山地先（一般国道一一五号交点）から南相馬市鹿島区浮田地先（県道草野大倉鹿島線交点）まで
三三	県道	会津坂下河東線	河沼郡湯川村大字佐野目地先（一般国道四九号交点）から会津若松市河東町浅山地先（一般国道四九号交点）まで
三二	県道	浪江国見線	伊達市梁川町字大館地先（一般国道三四九号交点）から伊達郡国見町大字藤田地先（一般国道四号交点）まで
二九	県道	長沼喜久田線	須賀川市長沼字北古館地先（一般国道一一八号交点）から郡山市三穂田町富岡地先（県道郡山長沼線交点）まで
二八	県道	本宮三春線	本宮市本宮字館町地先（一般国道四号交点）から同市本宮字中條地先（県道本宮熱海線交点）まで

四四	県道	棚倉矢吹線	東白川郡棚倉町大字逆川地先（一般国道二八
四三	県道	会津坂下山都線	喜多方市山都町三津合地先（県道山都柳津線交点）から同市山都町字木曾地先（喜多方消防署山都分署）まで
四二	県道	矢吹小野線	石川郡玉川村大字南須釜地先（県道古殿須賀川線交点）から同郡同村大字南須釜地先（県道母畑須賀川線交点）まで
四二	県道	矢吹小野線	西白河郡矢吹町字八幡町地先（県道棚倉矢吹線交点）から同郡同町字一本木地先（矢吹町役場）まで
四二	県道	矢吹小野線	西白河郡矢吹町字赤沢地先（東北縦貫自動車道矢吹インターチェンジ）から田村郡小野町大字小野新町地先（あぶくま高原道路小野インターチェンジ）まで
四一	県道	小野四倉線	いわき市四倉町戸田地先（県道いわき浪江線交点）から同市四倉町東四丁目地先（一般国道六号交点）まで
四一	県道	小野四倉線	いわき市川前町川前地先（いわき市役所川前支所）から同市小川町上小川地先（一般国道三九九号交点）まで
四〇	県道	飯野三春石川線	田村郡三春町字大町地先（三春町役場）から同郡同町大字築内地先（一般国道二八八号交点）まで
四〇	県道	飯野三春石川線	福島市立子山地先（一般国道一一四号交点）から同市飯野町字志保井地先（県道川俣安達線交点）まで
三九	県道	川俣安達線	伊達郡川俣町大字鶴沢地先（一般国道一一四号交点）から福島市飯野町字西志保井地先（県道飯野三春石川線交点）まで

六二	六〇	五八	五七	五六	五三	五一	四八	四七	四六
県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道
原町二本松	黒磯棚倉線	矢吹天栄線	郡山大越線	常磐勿来線	会津高田柳津線	霊山松川線	江名常磐線	郡山長沼線	白石国見線
南相馬市原町区本町地先（県道相馬浪江線交	東白川郡棚倉町大字戸中地先（栃木県境）から同郡同町大字棚倉地先（一般国道一一八号交点）まで	西白河郡矢吹町大字大町地先（一般国道四号交点）から白河市大信下小屋地先（白河消防署大信分署）まで	郡山市大町地先（県道郡山停車場線交点）から同市大町地先（県道荒井郡山線交点）まで	いわき市植田町地先（県道日立いわき線交点）から同市錦町地先（一般国道二八九号交点）まで	河沼郡柳津町大字柳津地先（会津坂下消防署柳津出張所）から同郡同町大字柳津地先（一般国道二五二号交点）まで	福島市飯野町青木地先（県道飯野三春石川線交点）から同市立子山地先（県道大沢広表線交点）まで	いわき市鹿島町下蔵持地先（いわき市道七本松中沢目線交点）から同市鹿島町走熊地先（県道小名浜平線交点）まで	郡山市荒井地先（一般国道四号交点）から同市三穂田町富岡地先（県道長沼喜久田線交点）まで	伊達郡国見町大字小坂地先（東北縦貫自動車道国見インターチェンジ）から同郡同町大字塚野目地先（一般国道四号交点）まで
									九号交点）から西白河郡矢吹町字新町地先（一般国道四号交点）まで

六九	六七	六六	六五	六五	六四	六四	六三	六二	
県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	
北山会津若松線	中野須賀川線	小名浜小野線	小野郡山線	小野郡山線	会津若松裏磐梯線	会津若松裏磐梯線	古殿須賀川線	原町二本松線	線
会津若松市河東町郡山地先（県道会津坂下河東線交点）から同市河東町広田地先（会津若松市役所河東支所）まで	須賀川市梅田地先（県道長沼喜久田線交点）から同市牛袋町地先（一般国道一一八号交点）まで	いわき市小名浜下白神地先（県道小名浜四倉線交点）から同市常磐下船尾町地先（県道いわき三坂小野線交点）まで	田村郡小野町大字小野新町地先（県道船引大越小野線交点）から同郡同町大字飯豊地先（一般国道三四九号交点）まで	郡山市中田町高倉地先（県道須賀川三春線交点）から同市中町地先（県道郡山停車場線交点）まで	会津若松市河東町八田地先（一般国道四九号交点）から耶麻郡磐梯町大字磐梯地先（県道猪苗代塩川線交点）まで	会津若松市門田町大字堤沢地先（一般国道一一八号交点）から同市一箕町大字亀賀地先（一般国道四九号交点）まで	石川郡玉川村大字吉地先（あぶくま高原道路福島空港インターチェンジ）から須賀川市一里垣地先（一般国道四号交点）まで	二本松市針道地先（一般国道三四九号交点）から同市針道地先（二本松市道字町五反田線交点）まで	点）から同市原町区大木戸地先（県道原町浪江線交点）まで

一一四	県道	福島安達線	二本松市油井地先（県道安達停車場線交点）から同市油井地先（一般国道四号交点）まで
一一三	県道	常葉芦沢線	田村市常葉町常葉地先（一般国道二八八号交点）から同市常葉町常葉地先（田村消防署常葉分署）まで
一〇五	県道	旅人勿来線	いわき市川部町地先（県道勿来浅川線交点）から同市仁井田町地先（県道いわき上三坂小野線交点）まで
一〇一	県道	丸森梁川線	伊達市梁川町八幡地先（伊達中央消防署北消防署）から同市梁川町東塩野川地先（一般国道三四九号交点）まで
七五	県道	塙泉崎線	西白河郡中島村大字中島地先（県道棚倉矢吹線交点）から同郡泉崎村大字泉崎地先（一般国道四号交点）まで
七四	県道	原町海老相馬線	南相馬市原町区南町地先（県道原町浪江線交点）から同市原町区栄町地先（県道小浜字町線交点）まで
七二	県道	会津坂下会津本郷線	河沼郡会津坂下町大字宮古地先（一般国道四九号交点）から大沼郡会津美里町大字大石地先（県道会津高田上三寄線交点）まで
七一	県道	勿来浅川線	東白川郡鮫川村大字赤坂東野地先（鮫川村道新宿広畑線交点）から同郡同村大字赤坂東野地先（一般国道三四九号交点）まで
七一	県道	勿来浅川線	いわき市川部町字松ノ下地先（いわき市役所田人支所）から同市田人町旅人地先（県道旅人勿来線交点）まで
七〇	県道	福島吾妻磐梯線	福島市栄町地先（一般国道一三三号交点）から同市在庭坂地先（県道上名倉飯坂伊達線交点）まで

一一八	県道	本宮岩代線	本宮市本宮地先（県道本宮三春線交点）から同市本宮地先（安達南消防署）まで
一一〇	県道	浪江鹿島線	南相馬市小高区岡田地先（県道幾世橋小高線交点）から同市小高区仲町地先（南相馬市小高区役所）まで
一一〇	県道	浪江鹿島線	南相馬市原町区南町地先（南相馬市道南町四号線交点）から同市原町区本町地先（県道原町川俣線交点）まで
一一〇	県道	浪江鹿島線	南相馬市鹿島区江垂地先（県道烏崎江垂線交点）から同市鹿島区横手地先（県道草野大倉鹿島線交点）まで
一一二	県道	梁川霊山線	伊達市梁川町幸町地先（一般国道三四九号交点）から同市保原町金原田地先（県道伊達霊山線交点）まで
一一三	県道	保原伊達崎桑折線	伊達郡桑折町大字伊達崎地先（県道浪江国見線交点）から同郡同町大字上郡地先（一般国道四号交点）まで
一一四	県道	飯坂桑折線	伊達郡桑折町字本町地先（県道国見福島線交点）から同郡同町字館地先（一般国道四号交点）まで
一一八	県道	会津若松会津高田線	会津若松市門田町大字堤沢地先（一般国道一一八号交点）から大沼郡会津美里町字新町地先（県道会津高田会津本郷線交点）まで
一一九	県道	二本松安達線	二本松市金色久保地先（一般国道四号交点）から同市松岡地先（県道須賀川二本松線交点）まで
一一〇	県道	会津高田会津本郷線	大沼郡会津美里町大字永井野地先（会津美里町道二〇〇八号線交点）から同郡同町本郷字森町地先（県道会津若松会津高田線交点）まで

一四八	県道	水原福島線	福島市大森地先（福島市道中町北内町二号線交点）から同市大森地先（県道南福島停車場
一四八	県道	水原福島線	福島市郷野目地先（一般国道一一五号交点）から同市上町地先（一般国道一三三号交点）ま
一四六	県道	石筵本宮線	安達郡大玉村玉井地先（県道大橋五百川停車場線交点）から本宮市本宮字館町地先（県道本宮三春線交点）まで
一四二	県道	河内郡山線	郡山市桑野一丁目地先（一般国道四九号交点）から同市清水台地先（県道郡山停車場線交点）まで
一四二	県道	河内郡山線	郡山市亀田地先（一般国道四号交点）から同市桑野三丁目地先（一般国道四九号線交点）まで
一四一	県道	玉川田村線	須賀川市日照田地先（県道古殿須賀川線交点）から郡山市田村町谷田川地先（一般国道四九号交点）まで
一四〇	県道	石川鴉子線	石川郡平田村大字東山地先（県道北方遅沢線交点）から同郡同村大字鴉子地先（一般国道四九号交点）まで
一三九	県道	母畑白河線	白河市大字久田野地先（県道高秋久田野停車場線交点）から同市久田野地先（県道白河石川線交点）まで
一三八	県道	母畑須賀川線	石川郡玉川村大字南須釜地先（県道矢吹小野線交点）から同郡同村大字南須釜地先（石川消防署玉川分署）まで
一三一	県道	下郷会津本郷線	南会津郡下郷町大字栄富地先（一般国道一二一号交点）から同郡同町大字栄富地先（県道戸赤栄富線交点）まで

二〇四	県道	猪苗代停車場線	耶麻郡猪苗代町大字磐里地先（猪苗代町道堅田五百刈線交点）から同郡同町梨木西地先（一
一九一	県道	安達停車場線	二本松市油井地先（二本松市役所安達支所）から同市油井地先（県道福島安達線交点）ま
一八五	県道	久田野停車場線	白河市久田野地先（県道高秋久田野停車場線交点）から同市萱根地先（一般国道四号交点）まで
一七七	県道	磐城棚倉停車場線	東白川郡棚倉町大字花園地先（県道棚倉鮫川線交点）から同郡同町大字上台地先（一般国道一一八号交点）まで
一七二	県道	船引停車場線	田村市船引町船引地先（田村市役所）から同市船引町船引地先（一般国道二八八号交点）まで
一七一	県道	新地停車場釣師線	相馬郡新地町小川地先（県道赤柴中島線交点）から同郡同町小川地先（県道相馬巨理線交点）まで
一六八	県道	小高停車場線	南相馬市小高区東町地先（小高駅）から同市小高区東町地先（県道浪江鹿島線交点）まで
一五六	県道	小名浜港線	いわき市小名浜字定西地先（県道小名浜平線交点）から同市小名浜字辰巳町地先（小名浜港湾事務所）まで
一五一	県道	山都柳津線	喜多方市山都町三津合地先（県道会津坂下山都線交点）から河沼郡柳津町大字藤地先（一般国道四九号交点）まで
一五〇	県道	伊達霊山線	伊達市保原町七丁目地先（一般国道三四九号交点）から同市保原町金原田地先（県道梁川霊山線交点）まで
			線交点）まで

二四二	県道	赤坂東野塙線	東白川郡塙町大字常世北野地先(一般国道二八九号交点)から同郡同町大字塙地先(県道
二四二	県道	赤坂東野塙線	東白川郡鮫川村大字赤坂長野地先(一般国道三四九号交点)から同郡同村大字渡瀬地先(一般国道二八九号交点)まで
二三七	県道	小栗山宮下線	大沼郡三島町大字宮下地先(一般国道二五二号交点)から同郡同町大字大登地先(一般国道二五二号交点)まで
二三二	県道	南湖公園線	白河市池下地先(県道白河石川線交点)から同市結城地先(一般国道二八九号交点)まで
二二九	県道	甲塚古墳線	いわき市平北白土地先(いわき市道五色町南白土線交点)から同市平三倉地先(県道小名浜平線交点)まで
二二八	県道	相馬大内線	相馬市西山地先(一般国道一一五号交点)から同市中村字塚田地先(相馬市道駅前桜ヶ丘線交点)まで
二二八	県道	会津田島停車場線	南会津郡南会津町田島字後町地先(会津田島駅)から同郡同町田島字中町地先(一般国道一一二号交点)まで
二二〇	県道	喜多方停車場線	喜多方市七百蒔地先(県道喜多方西会津線交点)から同市関柴町上高額地先(一般国道一一二号交点)まで
二〇八	県道	福島空港西線	石川郡玉川村大字北須釜地先(県道古殿須賀川線交点)から同郡同村大字竜崎地先(県道玉川田村線交点)まで
二〇七	県道	磐梯停車場線	耶麻郡磐梯町大字磐梯地先(猪苗代消防署磐梯出張所)から同郡同町大字磐梯地先(県道猪苗代塩川線交点)まで
			般国道一一五号交点)まで

二四五	県道	白岩久之浜線	いわき市久之浜町久之浜地先(一般国道六号交点)から同市久之浜町久之浜地先(県道四倉久之浜線交点)まで
二四八	県道	小川赤井停車場線	いわき市小川町上平地先(一般国道三九九号交点)から同市小川町高萩地先(小川郷駅)まで
二五一	県道	小良ヶ浜野上線	双葉郡大熊町大字小入野地先(一般国道六号交点)から同郡同町大字下野上地先(大熊町道西四九号交点)まで
二五四	県道	長塚請戸浪江線	双葉郡浪江町大字請戸地先(浪江町道舛倉線交点)から同郡同町大字幾世橋地先(一般国道六号交点)まで
二五五	県道	幾世橋小高線	南相馬市小高区岡田地先(一般国道六号交点)から同市小高区南町地先(県道浪江鹿島線交点)まで
二六〇	県道	北泉小高線	南相馬市小高区大井地先(一般国道六号交点)から同市小高区本町地先(県道浪江鹿島線交点)まで
二六二	県道	小浜字町線	南相馬市原町区旭町地先(原ノ町駅)から同市原町区旭町地先(県道原町海老相馬線交点)まで
二六三	県道	下渋佐南新田線	南相馬市原町区高見町地先(南相馬警察署)から同市原町区高見町地先(一般国道六号交点)まで
二六五	県道	烏崎江垂線	南相馬市鹿島区江垂地先(一般国道六号交点)から同市鹿島区江垂地先(県道浪江鹿島線交点)まで
二六七	県道	大声鹿島線	南相馬市鹿島区鹿島地先(南相馬市役所鹿島
			塙大津港線交点)まで

二九六	二九六	二八九	二八八	二八五	二八一	二七九	二七七	二七三	二六八
県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道
荒井郡山線	荒井郡山線	下松本鏡石 停車場線	成田鏡田線	北方遅沢線	増見小田倉 線	高秋久田野 停車場線	社田浅川線	赤柴中島線	草野大倉鹿 島線
郡山市赤木町地先（県道郡山大越線交点）か	郡山市富田町地先（一般国道四号交点）から 同市赤木町地先（県道郡山大越線交点）まで	岩瀬郡天栄村大字下松本地先（一般国道二九 四号交点）から同郡鏡石町字本町地先（鏡石 駅）まで	岩瀬郡鏡石町字旭町地先（鏡石町道開拓中道 線交点）から同郡同町字中町地先（一般国道 四号交点）まで	石川郡平田村大字北方地先（県道石川鴉子線 交点）から同郡同村大字上蓬田地先（一般国 道四九号交点）まで	西白河郡西郷村大字羽太地先（県道白河羽鳥 線交点）から同郡同村大字熊倉地先（西郷村 道役場前線交点）まで	白河市久田野地先（県道母畑白河線交点）か ら同市久田野地先（県道久田野停車場線交点） まで	石川郡浅川町大字浅川地先（石川町道一〇四 号線交点）から同郡同町大字浅川地先（一般 国道一一八号交点）まで	相馬郡新地町谷地小屋地先（一般国道六号交 点）から同郡同町小川地先（県道新地停車場 線交点）まで	南相馬市鹿島区浮田地先（県道相馬浪江線交 点）から同市鹿島区横手地先（県道浪江鹿島 線交点）まで

三四〇	三三九	三二六	三二五	三二〇	三一九	三二三	三二二	三〇六	三〇四
県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道
上郷舟渡線	大久保野沢 停車場線	浜崎高野会 津若松線	湯川大町線	五十沢国見 線	穴原十綱線	中野梶町線	折戸笹谷線	大沢広表線	大橋五百川 停車場線
喜多方市高郷町上郷地先（県道喜多方西会津 線交点）から同市高郷町西芳賀地先（県道山	耶麻郡西会津町野沢地先（一般国道四九号交 点）から同郡同町野沢地先（野沢駅）まで	河沼郡湯川村大字笈川地先（湯川村役場）か ら会津若松市町北町大字藤室地先（一般国道 四九号交点）まで	会津若松市南千石町地先（若松ガス株式会社） から同市千石町地先（県道会津若松裏磐梯線 交点）まで	伊達市梁川町五十沢地先（一般国道三三九号 交点）から同郡国見町大字山崎地先（一般国 道四号交点）まで	福島市飯坂町字北畑地先（福島市道中野天王 寺線交点）から同市飯坂町字中ノ内地先（一 般国道三九九号交点）まで	福島市飯坂町字銀杏地先（一般国道三九九号 交点）から同市飯坂町字銀杏地先（県道福島 飯坂線交点）まで	福島市北沢又地先（福島第一病院）から同市 北沢又地先（県道福島飯坂線交点）まで	福島市立子山地先（福島市道金沢立子山線交 点）から同市飯野町青木地先（県道霊山松川 線交点）まで	安達郡大玉村玉井地先（大玉村道町宮ノ前線 交点）から同郡同村玉井地先（県道石筵本宮 線交点）まで

ら同市富久山町久保田地先（一般国道二八八
号交点）まで

三八九	県道	相馬港線	相馬郡新地町駒ヶ嶺地先（県道相馬巨理線交点）から相馬市光陽地先（一般国道六号交点）
三八七	県道	飯坂保原線	福島市平野地先（一般国道一三三号交点）から同市岡島地先（県道福島保原線交点）まで
三八三	県道	熱塩加納山都西会津線	喜多方市熱塩加納町米岡地先（一般国道一三二一号交点）から同市熱塩加納町米岡地先（喜多方市道五日赤崎線交点）まで
三七八	県道	高久鹿島線	いわき市平上高久地先（県道小名浜平線交点）から同市鹿島町下矢田地先（県立いわき公園）まで
三六二	県道	南福島停車場線	福島市太平寺地先（福島市道南向台黒岩線交点）から同市荒井字地蔵原甲地先（一般国道一一五号交点）まで
三五五	県道	須賀川二本松線	二本松市成田日向地先（一般国道四五九号交点）から同市松岡地先（県道二本松安達線交点）まで
三五五	県道	須賀川二本松線	須賀川市南町地先（東北電力須賀川営業所）から同市本町地先（一般国道一一八号交点）まで
三五三	県道	国見福島線	伊達郡桑折町字上町地先（桑折町道駅前堰下線交点）から同郡同町字新町地先（県道飯坂桑折線交点）まで
三五〇	県道	栗山館岩線	南会津郡南会津町字松戸原地先（南会津町道松戸原二号線交点）から同郡同町松戸原地先（一般国道三五二号交点）まで
三四六	県道	戸赤栄富線	南会津郡下郷町大字戸赤地先（一般国道四〇〇号交点）から同郡同町大字栄富地先（県道下郷会津本郷線交点）まで
			都柳津線交点）まで

三九三	県道	上北迫下北迫線	双葉郡広野町大字上北迫地先（常磐自動車道広野インターチェンジ）から同郡同町大字下北迫地先（一般国道六号交点）まで
三九四	県道	相馬新地線	相馬市程田地先（一般国道六号交点）から相馬郡新地町大字駒ヶ嶺地先（一般国道六号交点）まで
三九五	県道	四倉久之浜線	いわき市久之浜町久之浜地先（県道白岩久之浜線交点）から同市久之浜町久之浜地先（県道久之浜停車場線交点）まで

二 制限の対象とする占用物件
 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
 三 占用を制限する理由
 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
 四 占用の制限の開始の期日 平成三十一年四月一日
 （道路計画課）

公 告

公告第四十九号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。
 平成三十一年三月十五日

- 一 名称 豊間防災緑地 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 位置 いわき市平豊間字合磯、字塩場、字兔渡路、字下ノ内、字下町、字八幡町、字原町、字柳町及び塩屋町地内並びに字塩場地先
- 三 区域

別添図面のとおり
供用開始の期日

平成三十一年三月十六日

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び
福島県いわき建設事務所において、一般の縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）